

規約（改正案）	規約（現行）
<p>(名称)</p> <p>第1条 本会は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害の発生や平成28年8月以降に相次いだ台風により、中小河川においても、甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、国、市町村等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより、むつ圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川)</p> <p>第3条 協議会は、田名部川、小川、脇野沢川、大畑川、その他むつ圏域における二級河川を対象とする。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。</p> <p>2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。</p> <p>3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について、共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員が、それぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p>	<p>(名称)</p> <p>第1条 この会議は、「むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害の発生や平成28年8月以降に相次いだ台風により、中小河川においても、甚大な被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、国、市町村等が連携して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより、むつ圏域の県管理河川において氾濫が発生することを前提として、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。</p> <p>(協議会の構成)</p> <p>第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。</p> <p>2 また、別表2にある機関をアドバイザーに置く。</p> <p>3 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。</p> <p>4 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について、共有する。</p> <p>二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員が、それぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。</p> <p>三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況のフォローアップを行う。</p> <p>四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p>

(幹事会の構成)

第6条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会に報告するものとする。
- 6 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則公開とし、別に定める傍聴規定によるものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、青森県県土整備部河川砂防課企画・防災グループが行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議が必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成29年5月22日から施行する。

平成30年 月 日改正

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 また、別表2のアドバイザーの出席を求めることができる。
- 4 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整等を行うことを目的とし、結果について協議会に報告するものとする。
- 6 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則公開とし、別に定める傍聴規定によるものとする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については原則公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て非公表にすることができる。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、青森県県土整備部河川砂防課企画・防災グループが行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議が必要な事項については協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成29年5月22日から施行する。

別表 1

(構成員)

青森県知事

むつ市長

大間町長

東通村長

風間浦村長

佐井村長

気象庁 青森地方気象台長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

下北地域県民局 地域整備部長

(事務局)

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループ

別表 1

(構成員)

むつ市長

大間町長

東通村長

風間浦村長

佐井村長

気象庁 青森地方気象台長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

下北地域県民局 地域整備部長

(事務局)

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループ

別表 2

(アドバイザー)

国土交通省 東北地方整備局 河川部

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

別表 2

(アドバイザー)

国土交通省 東北地方整備局 河川部

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

別表 3

(構成員)

むつ市 防災安全課長

大間町 総務課長

東通村 総務課長

風間浦村 総務課長

佐井村 総務課長

気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループマネージャー

青森県 危機管理局防災危機管理課 防災企画グループマネージャー

下北地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課長

(事務局)

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループ

別表 3

(構成員)

むつ市 防災安全課長

大間町 総務課長

東通村 総務課長

風間浦村 総務課長

佐井村 総務課長

気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループマネージャー

青森県 危機管理局防災危機管理課 防災企画グループマネージャー

下北地域県民局 地域整備部 河川砂防施設課長

(事務局)

青森県 県土整備部河川砂防課 企画・防災グループ